

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（行情）諮問第11号）

答申日：平成30年6月6日（平成30年度（行情）答申第95号）

事件名：特定年月の特定職員の勤務状況が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月Aの特定職員の勤務状況が分かる資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月28日付け管東総第1150号により東京入国管理局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

管東総1150号について不服を申し立てる。

以下はその理由である。

ア 国家公務員法の各条、具体的には以下の条文から、特定職員の職務状況を入国管理局が把握していないはずがない。

第六十五条 給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。

五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

第七十一条 職員の能率は、十分に発揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合

したがって、存否を明らかにしないという主張には理由がない。

存在している。というか、存在していなければ、入国管理局（以下、

第2及び第3においては「入管」ともいう。) 職員の勤務を適正に管理する義務を放棄しているというか、そのような義務はないと公言しているに等しい。

イ 過去の勤務がどのようなようであったかを明らかにすることによって、今後の入国管理局の業務に支障をきたすとは考えられない。今後の取締の計画を、ある職員の勤務予定表のようなものから推察することは可能だろうが、特定職員なる人物が入管職員として存在していることは、すでに公文書から明らかであり、上記アからその職員の勤務状況を入管が把握しているのも明らかであるから、例えば、5年のある時期の何月何日に勤務したことを明らかにしたからといって、その職員が在職したこと、その職員が勤務していたかことが分かるだけである。

ウ その職員が、例えば、どのような場所に捜査に行ったか、あるいはどのような会合に出たか、どのような場所に連絡したかといった情報が開示されれば、入管の取締業務に支障をきたす、法違反を容易にするような秘密の開示があるかもしれないが、私はそのようなことを求めている。

エ 付言すれば、私の経験では、入国管理局の職員は文書の偽造を、おそらく頻繁に行っている。外国人を摘発して違反調査、違反審査を行う段階で、通訳を手配することが現実的に困難である。20名、30名の外国人を同日のうちに収容令書を発行しなければならず、そのための書類を短時間で作成しなければならない。口頭審理という時間のかかる手続を回避するために強引な調書の作成が好まれる、外国人は日本語を解さず、送還すれば「死人に口なし」で、手続の違法性を問われることはないという常習犯的な心理である。その一例を挙げれば、次のような特定新聞の記事がある。

特定URL

(中略)

私自身、入管職員が通訳を付けずに適当に作成されたと思われる調書を見ている。

ある疑義があり、この特定職員の勤務簿を確認したいと思っている。適正な勤務を検証したいという国民の知る権利を保障することは行政文書の開示の精神に適い、また公益に適うと信じる。

(2) 意見書

審査請求人から平成30年2月13日付けで意見書が当審査会宛てに提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年4月10日、法の規定に基づき、請求する行政文書名を「特定年月の特定入管職員の勤務状況が分かる資料」として、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、対象文書を「特定年月の特定入管職員の勤務状況の分かる資料」とした上で、法8条の規定により、存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果が生じるため、原処分をした。
- (3) 本件は、原処分に対し、平成29年6月28日、法務大臣に対して審査請求がなされたものである。
- (4) 審査請求人から提出がなされた審査請求書について、不備が認められたことから、平成29年7月28日、30日の回答期限を定めて、審査請求人に対し補正命令書を送付した。
- (5) 当該補正命令書に対して、回答期限を経過しても、審査請求人から補正書の提出がなされなかったが、平成29年9月27日、審査請求人から補正書の提出がなされた。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分を取り消し、改めて当該請求対象文書の開示を求めている。

3 諮問庁の考え

- (1) 各行政機関における公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）によれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き公にするものとされている。申合せにいう特段の支障の生ずるおそれのある場合とは、氏名を公にすることにより法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合とされている。
- (2) 入国警備官及び入国審査官は出入国管理及び難民認定法に定める退去強制、出入国審査、在留審査等の強制力を伴う事務や許認可行為を行う事務に従事しており、かかる職務の遂行上、氏名を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃対象となる危険性があり個人の権利利益を害するおそれがある。したがってこれらの職員の氏名は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

なお、入国警備官及び入国審査官の氏名については、過去の答申において、法5条1号の不開示情報に該当するとされている。（平成2

3年度（行情）答申第255号）

- (3) 本件対象文書には、入国警備官又は入国審査官の氏名に関する情報が含まれており、その存否を答えるだけで、当該職員の氏名を公にすることとなり、上記不開示情報が開示されるのと同様の効果を生じることから、法8条の規定に該当する。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に対し、処分庁が法8条の規定により、本件対象文書を不開示としたことは、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年5月14日 審議
- ⑤ 同年6月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定年月Aの特定職員（入国管理局の職員。以下同じ。）の勤務状況がわかる資料」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果が生じるとして、法8条の規定により開示請求を拒否する原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書を開示するよう求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分維持が適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 諮問庁の説明

上記第3の3(2)及び(3)のとおり。

(2) 検討

ア 本件開示請求は、特定職員の氏名を明示した上で、特定年月Aの当該特定職員の勤務状況に係る情報が記載された文書の開示を求めるものであることから、その存否を答えることにより、当該特定個人が特定年月Aにおいて入国管理局の職員であるという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定個人の氏名が明示されていることから、法5条1

号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たるといえる。

ウ さらに、法5条1号ただし書該当性について検討すると、まず、当審査会事務局職員をして、特定年月Aの人事情報が掲載されている職員録（独立行政法人国立印刷局編）を確認させたところ、同職員録には当該特定職員の氏名は掲載されていないと認められる。

エ そして、申合せによると、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、法5条1号ただし書イに基づき、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされているところ、入国警備官や入国審査官等の入国管理局職員が、出入国管理及び難民認定法に定める退去強制、出入国審査、在留審査等の強制力を伴う事務や許認可行為を行う事務のほか、これらに関連する事務に従事していることは、関係法令上明らかである。そうすると、かかる入国管理局職員の職務の遂行上、その氏名を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権利利益を害するおそれがある旨の上記（1）の諮問庁の説明は、その職務の性質等に照らせば是認することができるから、当該特定職員の氏名は、申合せにおいて公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当するといえる。

したがって、本件存否情報は、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

オ 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る行政文書不開示決定通知書の「不開示とした理由」の項を見ると、本件存否情報の不開示情報該当条項と法8条の条文の文言を記載するにとどまっており、本件存否情報が、具体的にいかなる理由により法5条1号に定める不開示情報に該当するのかについて記載されておらず、不適切であったというべきである。諮問庁においては、処分庁に対し、今後、処分に当たって適切な事務処理を行うよう指導することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史